

諮問庁：文化庁長官

諮問日：平成28年7月6日（平成28年（行情）諮問第453号及び同第454号）

答申日：平成28年11月21日（平成28年度（行情）答申第534号及び同第535号）

事件名：若手芸術家育成事業に係る文書一式（平成27年度において採択された特定個人分）の一部開示決定に関する件
平成27年度新進芸術家海外研修制度審査表等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文化庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った、平成28年5月26日付け28受庁文第403号による一部開示決定（以下「処分1」という。）及び同日付け28受庁文第404号による一部開示決定（以下「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

（1）処分1について（諮問第453号）

法5条1号及び2号イに該当しない。

（2）処分2について（諮問第454号）

法5条1号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 処分1について（諮問第453号）

（1）不開示情報該当性について

文書1には、開示請求に係る情報が記載されているところであるが、これらについては、以下に掲げる理由から法5条1号又は2号イに該当する。

ア 法5条1号の該当性について

「個人に関する情報」とは、個人の思想、信条、身体、学歴、健康状態、所得その他個人との関連性を有する全ての情報を意味しており、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員として個人の活動に関する情報なども含まれている。

文書1の特定個人の写真、筆跡、個人印影、生年月日、年齢、国籍、本籍地、勤務先又は学校名、所属団体、現住所、電話、携帯電話、eメールアドレス、最終学歴、資格、語学レベル、健康状態、既往歴、配偶者の有無、扶養家族、経歴、主たる指導者の氏名、所在地、電話番号、URL、概要、推薦者の氏名、役職・肩書、内定者以外の氏名、専門分野、研修予定国、評価等については、個人の情報であって特定個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法5条1号に該当する。

イ 法5条2号イの該当性について

「権利、競争上の地位その正当な利益を害するおそれがあるもの」のうち、その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的価値、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報となっている。

研修先施設に関する情報（施設名、施設の設置者、所在地、電話番号、URL、代表者の氏名、主たる指導者の氏名、施設の概要）については、審査以外に知ることができない研修先の法人に関する情報であって、公にすることにより、国外から受け入れた研修生への問い合わせ等で、本来集中すべき研修を阻害されることや、研修施設の窓口業務に負担を与える等の影響があることは、研修遂行の責任を負った海外施設にとっては、許容できない問題であり、日本の信用に傷がつくものとなる。当然ながら、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当する。

(2) 処分1に当たっての考え方について

文書1に当たる新進芸術家海外研修制度は、我が国の新進の芸術家、アートマネジメント担当者、学芸員及び評論家等が、その専門分野について海外において実践的に研修するための渡航費及び滞在費を支援することにより、将来の我が国の文化芸術振興を担い、国際的に活躍する人材を育成することを目的としている。

そのため、本事業への申請は、申請者自らが個人情報に記載したうえで、個人独自の研修計画を提出している。そのため、全ての情報は、個

個人情報と関連するものであると考えるが、本件においては、開示可能な部分についてはできるだけ開示をしている。

また、本事業は当該申請書に基づき審査を行っているところ、仮に処分1の不開示部分までも行政文書として開示することが可能であるということであれば、個人情報及び研修計画が公開されることになり、事業の円滑な実施が妨げられることになる。

2 処分2について（諮問第454号）

（1）不開示情報該当性について

文書2には、開示請求に係る情報が記載されているところであるが、これらについては、以下に掲げる理由から法5条1号に該当する。

「個人に関する情報」とは、個人の思想、信条、身体、学歴、健康状態、所得その他個人との関連性を有する全ての情報を意味しており、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員として個人の活動に関する情報なども含まれている。

平成27年度新進芸術家海外研修制度応募者のうち、内定者以外の者の研修期間、分野、氏名、研修予定国、得点、応募情報、コメントについては、個人の情報であって特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法5条1号に該当する。

（2）原処分当たりの考え方について

文書2に当たる新進芸術家海外研修制度は、我が国の新進の芸術家、アートマネジメント担当者、学芸員及び評論家等が、その専門分野について海外において実践的に研修するための渡航費及び滞在費を支援することにより、将来の我が国の文化芸術振興を担い、国際的に活躍する人材を育成することを目的としている。

そのため、本事業への申請は、申請者自らが個人情報を記載したうえで、個人独自の研修計画を提出しており、本事業は当該申請書に基づき審査を行っている。よって、文書2には当該申請書に記載された個人情報が含まれるだけでなく、審査における評価も含まれており、これらの情報は全て個人情報に関連するものとするが、本件については、審査基準を含め開示可能な部分についてはできるだけ開示している。

また、仮に処分2の不開示部分までも行政文書として開示することが可能であるということであれば、個人情報が公開されることになり、事業の円滑な実施が妨げられることになる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第453号及び同第454号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月6日 諮問の受理（諮問第453号及び同第454号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月20日 審議（同上）
- ④ 同年11月1日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同月17日 諮問第453号及び同第454号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

処分庁は、文書1及び文書2（本件対象文書）の一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件対象文書について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の性格等について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

（ア）文書1及び文書2（本件対象文書）は、いずれも平成27年度新進芸術家海外研修制度1年派遣（以下「研修制度」という。）に採択された特定個人に係る文書である。

（イ）文書1は、研修制度の申請に当たり特定個人が提出した文書、選考審査に関する文書及び研修開始前に特定個人が提出した研修計画書であり、文書2は、採択者選定の審査基準（新進芸術家協力者会議審査基準）及び選考の審査表であり、原処分においては、別表の1欄に掲げる不開示部分①ないし不開示部分④それぞれを2欄に掲げる法5条1号又は2号イに該当すると考え不開示とした。

イ 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、諮問庁が上記アにおいて説明するとおり、いずれも研修制度に採択された特定個人に係る文書であると認められ、不開示部分①ないし不開示部分④が不開示とされていることが認められる。

ウ なお、本件対象文書に記載されている情報のうち、別紙の2に掲げる（1）ないし（3）部分が黒塗りされ隠されているが、当該部分は、一部開示決定通知書（処分1及び処分2）の「2 不開示とした部分とその理由」に記載がないことから、原処分において不開示とされた情報に該当しないので、以下の検討対象からは除外することとする。

（2）不開示情報該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分①ないし不開示部分④を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 不開示部分①について

当該部分に記載されている情報は、いずれも研修制度に採択された特定個人の法5条1号の不開示情報に該当する。

文化庁では、研修制度の採択者については、採択者の「研修期間、分野、氏名、専門分野及び研修先の国・都市」に係る情報をホームページにおいて公表しているが、当該部分に記載されている情報を公にしたという事実はない。

以上のことから不開示部分①を不開示としたことは妥当であると考ええる。

(イ) 不開示部分②及び不開示部分④について

当該部分に記載されている情報は、いずれも研修制度に採択されなかった個人（内定者以外）の法5条1号の不開示情報に該当する。

文化庁では、研修制度に採択されなかった者に係る情報を公にしたという事実はない。

以上のことから不開示部分②及び不開示部分④を不開示としたことは妥当であると考ええる。

(ウ) 不開示部分③について

当該部分に記載されている情報は、いずれも研修制度に採択された特定個人の研修先施設に係るものであり、文化庁では当該情報を公にした事実はなく、これを公にした場合、研修先施設の窓口への問合せ、いたずら及び偽計に使用され業務に支障を来し、研修先施設の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

以上のことから不開示部分③を法5条2号イの不開示情報に該当するとして、不開示としたことは妥当であると考ええる。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえて検討を行う。

(ア) 不開示部分①について

当該部分に記載されている情報は、いずれも法5条1号本文前段に規定する、研修制度に採択された特定個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報に該当すると認められる。

諮問庁は、当該部分に記載されている情報を公にしておらず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。また、既に個人識別部分である氏名が開示されていることから、法6条2項の部分開示の余地はない。

したがって、不開示部分①は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 不開示部分②及び不開示部分④について

当該部分に記載されている情報は、いずれも法5条1号本文前段に規定する、研修制度に採択されなかった者に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報に該当すると認められる。

諮問庁は、当該部分に記載されている情報を公にしておらず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名及びコメントに係る不開示部分は特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、同項による部分開示の余地はない。また、その余の不開示部分については、これを公にすると、研修制度の応募者等一定の範囲の者には個人の特定や推測が可能となる可能性は否定し難く、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、不開示部分②及び不開示部分④は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 不開示部分③について

当該部分に記載されている情報は、いずれも研修制度に採択された特定個人の研修先施設に係る法5条2号の法人等に関する情報であることが認められる。

当該部分に記載されている情報を公にしておらず、これを公にすることにより、研修先施設の窓口への問合せ、いたずら及び偽計に使用され業務に支障を来し、研修先施設の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分③は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は同条1号及び2号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件対象文書

文書 1（諮問第 4 5 3 号） 若手芸術家育成事業に係る文書一式（写真家 1 人分）（平成 2 7 年度当該事業において採択された特定個人分）

文書 2（諮問第 4 5 4 号） 写真の芸術的観点からの評価基準，評価手続，評価者が記載されている文書（若手芸術家育成事業において採択された特定個人分）

2 原処分において不開示とされた情報に該当しない部分

（1）文書 1 中の平成 2 7 年度新進芸術家海外研修制度（美術 B）審査表（審査番号順）の内定者の黒塗り部分

（2）文書 1 中の平成 2 7 年度新進芸術家海外研修制度研修計画書（表面）の職業欄の黒塗り部分

（3）文書 2 中の平成 2 7 年度新進芸術家海外研修制度（美術 B）審査表（審査番号順）の内定者の黒塗り部分

別表（原処分において不開示とされた部分及び根拠条文）

1 原処分において不開示とされた部分	2 根拠条文	
<p>文書 1 (処分 1)</p>	<p>不開示部分①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人の写真，筆跡，個人印影，生年月日，年齢，国籍，本籍地，勤務先又は学校名，所属団体，現住所，電話，携帯電話，eメールアドレス，最終学歴，資格，語学レベル，健康状態，既往歴，配偶者の有無，扶養家族，経歴，主たる指導者の氏名，所在地，電話番号，URL，概要，推薦者の氏名，役職・肩書 <p>不開示部分②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内定者以外の氏名，専門分野，研修予定国及び評価等 	<p>法 5 条 1 号</p>
	<p>不開示部分③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修先施設に関する情報（施設名，施設の設置者，所在地，電話番号，URL，代表者の氏名，主たる指導者の氏名及び施設の概要） 	<p>法 5 条 2 号イ</p>
<p>文書 2 (処分 2)</p>	<p>不開示部分④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 2 7 年度新進芸術家海外研修制度応募者のうち，内定者以外の者の研修期間，分野，氏名，研修予定国，得点，応募情報及びコメント 	<p>法 5 条 1 号</p>